平成２８年（フ）第３４４号
岐阜県大垣市南一色町296番地34、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市山下760番地の１　若宮ハイツ２―401
破産者　原田伊三郎
１　決定年月日　平成29年９月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４９４号
愛知県半田市住吉町３丁目133番地の２　アメジスト・セラ３Ｃ、破産手続開始申立時の住所愛知県半田市君ケ橋町１丁目96番地の１
破産者　御宿　記生
１　決定年月日　平成29年９月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３号
石川県羽咋郡志賀町百浦メの110番地、従前の住所金沢市吉原町ホ66番地
破産者　坂本　憲一（旧姓北）
１　決定年月日　平成29年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９１号
岐阜県各務原市鵜沼川崎町３丁目54番地、前住所岐阜県各務原市三井町３丁目113番地
破産者　多和田博一
１　決定年月日　平成29年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２０５号
静岡県富士宮市富士見ケ丘304番地の８
破産者　橋本　義克
１　決定年月日　平成29年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第４２号
静岡県富士市柳島61番地の２
破産者　澤田　佑亮（旧姓後藤）
１　決定年月日　平成29年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１８８号
大分市大字上宗方612番地の21
破産者　後藤　康基
１　破産債権の届出期間　平成29年10月30日まで
２　一般調査期日　平成29年12月12日午前11時30分
平成29年９月29日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２２９２号
大阪市浪速区桜川２丁目６番23号
破産者　株式会社森田製作所
１　破産債権の届出期間　平成29年10月31日まで
２　一般調査期日　平成29年12月７日午後２時
平成29年９月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８号
宮崎県延岡市宮長町119番地
破産者　黒田　譲二
１　破産債権の届出期間　平成29年11月６日まで
２　一般調査期日　平成29年11月24日午前11時30分
平成29年９月29日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第５３号
香川県高松市多肥上町366番地１
破産者　有限会社堀岡観光物産
１　破産債権の届出期間　平成29年11月10日まで
２　一般調査期日　平成29年12月15日午後２時
平成29年９月29日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４３号
京都市上京区堀川通寺之内上る３丁目上天神町626番地16、開始決定時の住所大津市大物845番地の９
破産者　好光　幹雄
１　破産債権の届出期間　平成29年11月13日まで
２　一般調査期日　平成29年12月15日午前11時30分
平成29年９月29日　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４４号
大津市石山千町276―１　特別養護老人ホーム千寿の郷、住民票上の住所大津市中央１丁目８番５号
破産者　ヤナギヤ電器商会こと　柳田　茂
１　破産債権の届出期間　平成29年11月13日まで
２　一般調査期日　平成29年12月13日午前10時
平成29年９月29日　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９１０号
京都市山科区西野小柳町73番地の10
破産者　大槻　睦
１　破産債権の届出期間　平成29年11月14日まで
２　一般調査期日　平成29年12月６日午前10時
平成29年９月29日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２６０８号
大阪市中央区島之内１丁目４番18号
破産者　株式会社坪川
１　破産債権の届出期間　平成29年11月17日まで
２　一般調査期日　平成29年12月21日午後２時
平成29年９月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５１４号
大阪市城東区関目５丁目14番22―210号、開始決定時大阪市城東区成育２丁目10番24―409号
破産者　展現舎こと　山本　啓介
１　破産債権の届出期間　平成29年11月17日まで
２　一般調査期日　平成29年12月18日午後２時
平成29年９月28日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２８年（フ）第３９９７号
大阪市大正区小林西１丁目１番１号
破産者　医療法人常磐会
１　期日　平成29年12月14日午前10時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年９月28日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第９３４４号
東京都中野区弥生町４丁目35―８―502
破産者　潘　　栄鋒
免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
平成29年９月29日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第３号
沖縄県うるま市字西原654番地１
清算株式会社　株式会社うるま生コン
１　決定年月日　平成29年９月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所沖縄支部

再生手続終結

平成２６年（再）第６号
茨城県古河市松並２丁目18番20号
再生債務者　株式会社シノザキ（旧商号株式会社ストウ）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成29年９月25日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第６７号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目80番地の10
再生債務者　大道　義之
１　決定年月日時　平成29年９月26日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年10月17日まで
４　一般異議申述期間　平成29年10月24日から平成29年11月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部